

## 能登半島地震による被災者への市営住宅の提供について

### 要 旨

沼津市では、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の被災者の方々に市営住宅の空き住戸の提供を行います。

### 概 要

#### 1 使用対象者

令和6年能登半島地震で住宅を失った方

#### 2 提供戸数

・ 3団地 5戸

#### 3 使用期間

・ 原則1年以内。ただし、特に退去できない事情があり、市長が特に必要があると認めるときは、申請により1年を限度に延長可能

#### 4 使用料、敷金等

・ 使用料：無償 敷金：免除 光熱水費及び共益費は使用者負担

#### 5 受付窓口

・ 建設部住宅営繕課（市営住宅管理係）

#### 6 申込方法

・ メール又は電話により相談を受付

メールアドレス：[eizen@city.numazu.lg.jp](mailto:eizen@city.numazu.lg.jp)

### お問い合わせ先

沼津市 建設部 住宅営繕課 市営住宅管理係  
電話：055-934-4792 FAX：055-934-2598